九　人事院規則九―三四（初任給調整手当）第六条第二項第七号
十　人事院規則九―五四（住居手当）第四条
十一　人事院規則九―八九（単身赴任手当）第五条第二項第一号ロ
十二　人事院規則九―一二一（広域異動手当）第五条第二項第九号
十三　人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）第八条第二項第七号
十四　人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）第一条第十一号
十五　人事院規則二四―〇（検察官その他の職員の法科大学院への派遣）第三条第九号
（人事院規則一―四五の一部改正）

第四条　人事院規則一―四五（人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成三十七年国際博覧会特措法」を「令和七年国際博覧会特措法」に、「人事院が設計及び開発を行った」を「デジタル庁が整備及び管理を行う」に改める。

（人事院規則一―五七の一部改正）

第五条　人事院規則一―五七（復興庁設置法の施行に伴う関係人事院規則の適用の特例等に関する人事院規則）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表規則八―一二（職員の任免）の項中

第九条第四項	規定する機関

を

第九条第四項	デジタル庁、復興庁

に、「各府省」を「デジタル庁」に改め、

第五十五条第一号イ	規定する機関
第五十五条第一号ロ	第十七条第一項

を

第十七条第一項	規定する機関、復興庁

に、

第十七条第一項、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十三条第一項、第十五条第一項及び第十七条第一項	第十七条第一項、第十五条第一項及び第十七条第一項

を削り、同表規則一一―四（職員の身分保障）の項中「各府省」を「デジタル庁」に改め、同表規則一四―二一（株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等）の項中「内閣府」を「デジタル庁」に改め、同表規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の項中「内閣府」を「デジタル庁」に、

第十四条第一項	第十四条第一項、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十三条第一項、第十五条第一項及び第十七条第一項

を

第十四条第一項、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十三条第一項、第十五条第一項及び第十七条第一項	第十四条第一項、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十三条第一項、第十五条第一項及び第十七条第一項

に改め、同条第二項中「内閣府を」を「及びデジタル庁」に、「内閣府及び復興庁を」を「、デジタル庁及び復興庁」に、「消費者庁」を「デジタル庁」に改め、同表第三項中

十一　消費者庁	
組織	官
内部部局	審議官 課長
	室長（人事院の定めるもの） 企画官（人事院の定めるもの）

十一の二　復興庁

十二　デジタル庁	
組織	官
デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織	審議官 参事官 企画官（人事院の定める）

十二の二　復興庁

職	区分
	一種
	二種

を

職	区分
	一種
	二種

に改め、同条第四項中「置かれる機関」を「第六号」に、「置かれる機関（第五号の二に掲げる機関を除く。）」を「第六号及び第六号の二」に、「五　金融庁」を「六　デジタル庁」に、「五の二　復興庁」を「六の二　復興庁」に改める。

（人事院規則二―三の一部改正）

第六条　人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「、局等」を「及び局」に改め、同条中「並びに参事官一人」を削る。

第十二条の四第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　国の行政機関が行う人事行政に関する情報システムに係る連絡調整に関すること。

第十二条の五を削る。

第十四条第九号及び第二十九条第一項第十四号中「平成三十七年国際博覧会特措法」を「令和七年国際博覧会特措法」に改める。

第四十六条第二項中「、二室及び参事官」を「及び二室」に改める。

第五十三条を次のように改める。

第五十三条　削除